

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院

定期健康診断及び特殊健康診断業務 仕様書

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「甲」という）と標記業務を受託した健診機関（以下「乙」という）は、この仕様書及び実施フローに基づき、業務を実施するものとする。

○業務の名称 定期健康診断（各種抗体検査含む）及び特殊健康診断（以下「健診」という）

○業務実施期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

○業務の内容

1 健診の準備

(1) 健診実施計画

実施日 令和6年度

前期：5月下旬から6月上旬の連続する3日間
（午前8時40分～午後4時30分まで）

後期：12月中旬の指定する3日間

令和7年度

前期：5月下旬から6月上旬の指定する3日間

後期：12月中旬の指定する3日間

令和8年度

前期：5月下旬から6月上旬の指定する3日間

後期：12月中旬の指定する3日間

場 所 （地独）岐阜県立多治見病院内で甲が指定する場所

(2) 甲が送付する「受診予定者情報」に基づき、受診票を作成し、甲が指示する方法により受診予定者に配布する。

2 健診の実施

(1) 別紙「検査項目一覧表」に示す検査及び自覚症状等の問診を行うこと。

(2) 医師の管理のもとに、検査技師、放射線技師など必要なスタッフによる円滑な実施に努めること。

(3) 健診に必要な検診車等の検査機器の整備、管理には万全を期し、健診実施計画どおりに実施すること。また検診車及び機器に不具合が生じたときは、30分以内に改善し、健診が継続できる体制を整備しておくこと。

(4) 各種抗体検査について、人間ドックを受診する者も対象とする。

3 健診の結果

(1) 乙は、受診日から起算して、4週間以内に受診者個人結果を甲まで通知すること。

なお、結果表の配付については、甲の指示により行うこと。

(2) 乙は、甲の指定する結果一覧表を作成し、甲担当者に通知すること。

(3) 乙は、健診結果により、緊急に医療が必要と判断される場合は、速やかに甲に連絡すること。

(4) 乙は、甲が指定するファイル形式（抗体検査の判定基準を当院の基準に変

換して)により、一定期間ごとにその最終日から30日以内に健診結果データを電子媒体により報告すること。

- (5) 乙は、報告した結果データに誤りがあった場合は、甲からの通知後10日以内に訂正して報告すること。

4 未受診者の対応

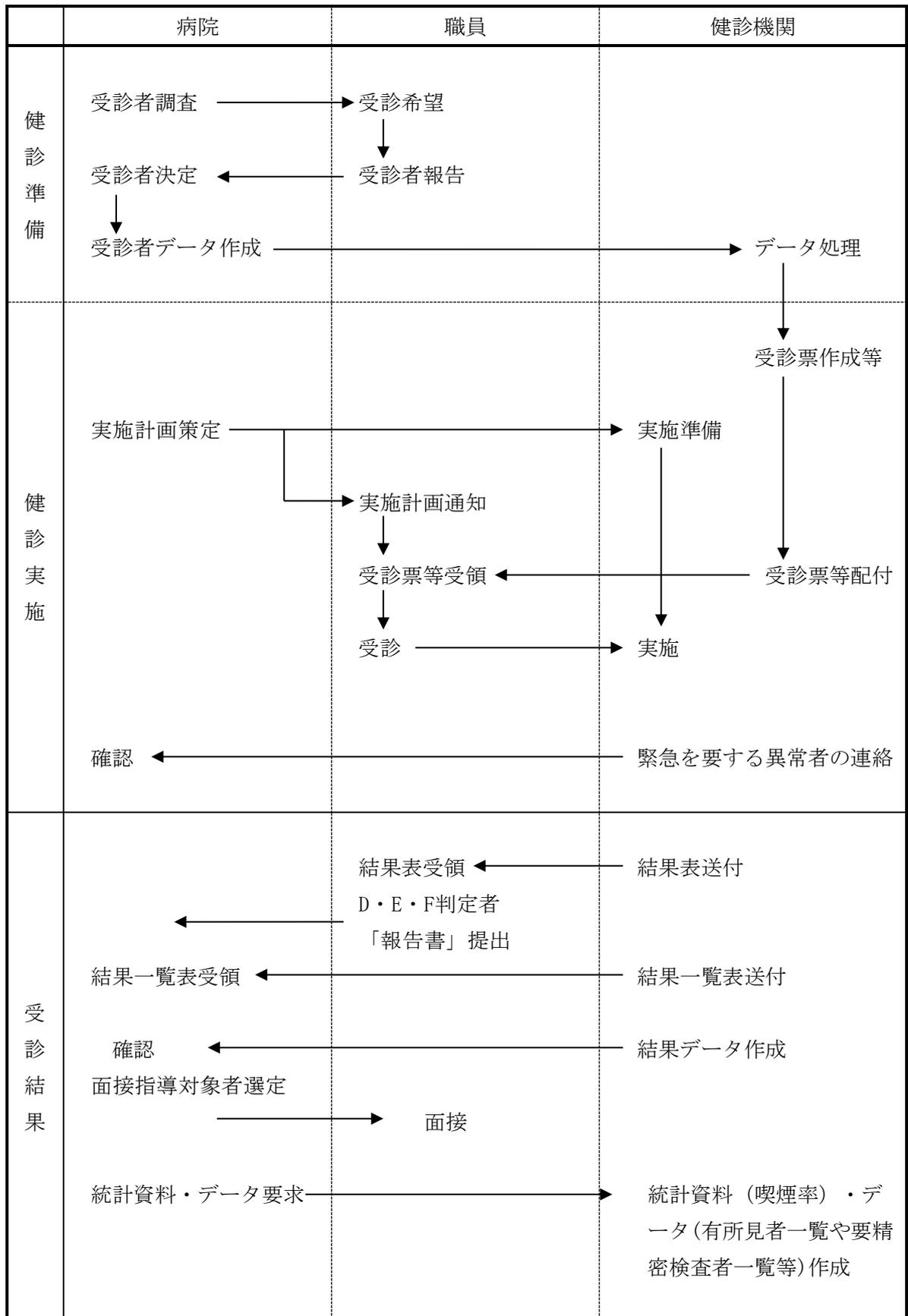
乙は、甲が別途指定する日までに、未受診者の氏名等を報告し、未受診者が受診できる予備日を設けること。その場合は、乙の指定場所での受診も可能とする。

5 その他

- (1) 乙は、甲の要求に応じて、健診結果データの統計処理、喫煙率等の資料作成を行うこと。
- (2) 健診に関する納品請求書は翌月10日までに担当者まで提出すること。
- (3) その他必要な事項は甲乙協議のうえ決定する。

別添

職員健康診断実施フロー



地方独立行政法人岐阜県立多治見病院

職員ストレスチェック 仕様書

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「甲」という）と標記業務を受託した健診機関（以下「乙」という）は、この仕様書及び実施フローに基づき、業務を実施するものとする。

○業務の名称

ストレスチェック

○業務実施期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

○実施者

外部機関

○実施事務従事者

外部機関の職員及び当院担当者

○業務の内容

1 ストレスチェックの準備

(1) 健診実施計画

① 実施日

- ・令和6年度

前期：5月下旬から6月上旬の指定する3日間

- ・令和7年度

前期：5月下旬から6月上旬の指定する3日間

- ・令和8年度

前期：5月下旬から6月上旬の指定する3日間

② 場 所 岐阜県立多治見病院内で甲が指定する場所

(2) 甲が送付する「受診予定者情報」に基づき、ストレスチェック回答シートを作成し、甲が指示する方法により受診予定者に配付する。

2 ストレスチェックの実施

(1) 定期健康診断及び特殊健康診断と同日に実施する。

(2) 受付場所において、職員から「調査票」を受領する。

3 ストレスチェックの結果

(1) 乙は、受診日から起算して、4週間以内に受診者個人結果を職員まで通知すること。また、結果とともに封筒、同意書及び「面接実施依頼」を同封すること。

なお、結果表の配付については、甲の指示により行うこと。

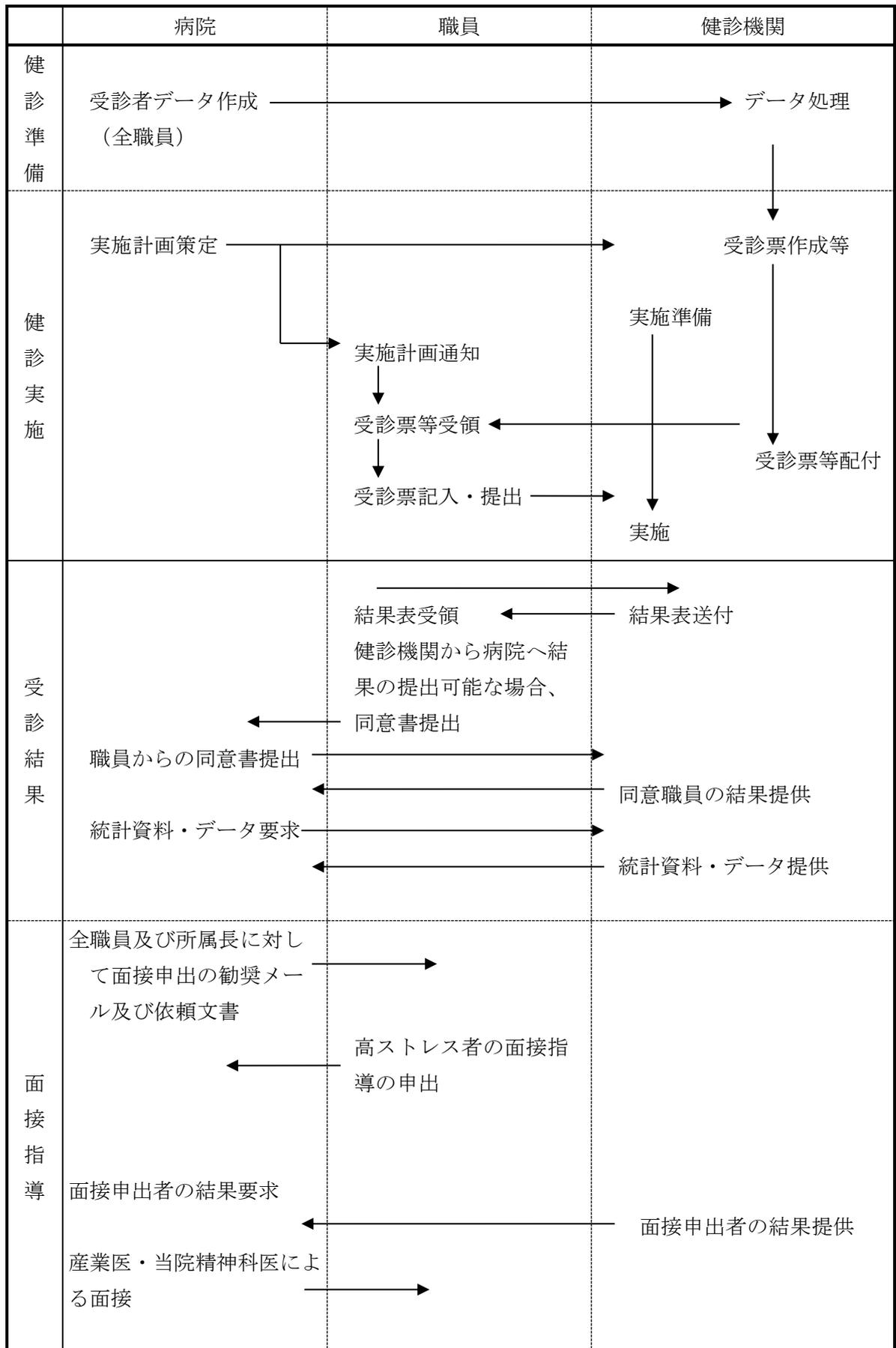
- (2) 乙は、職員から同意書の提出があった場合、すみやかに結果を甲に提出すること。
- (3) 乙は、甲から面接希望者の結果を要求された場合、すみやかに結果を提出すること。

4 その他

- (1) 乙は、甲の要求に応じて、ストレスチェックデータの統計処理、資料作成等を行うこと。
- (2) ストレスチェックに関する納品請求書は翌月10日までに担当者まで提出ください。
- (3) その他必要な事項は甲乙協議のうえ決定する。

別添

職員ストレスチェック実施フロー



検査項目一覧表

(1) 労働安全衛生規則に基づく健康診断

(ア) 定期健康診断

検査項目	内 容	実施回数
身体計測	身長、体重、BMI、体脂肪	1
	腹囲（35歳及び40歳以上の者）	1
視力検査		1
胸部X線検査	デジタル撮影（100mm×100mm）1枚	1
尿検査	蛋白・糖・潜血	1
血圧測定	座位	1
聴力検査	1000Hz・4000Hz	1
血液検査	生化学的検査 AST、ALT、 γ -GTP、空腹時血糖、HbA1C、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、尿素窒素、血清クレアチニン、eGFR、尿酸	1
	血液学的検査 赤血球、白血球、ヘモグロビン、MCH、MCV、MCHC、血小板、ヘマトクリット値	
	抗体検査 肝炎（HBs抗原・・・MAT法） （HBs抗体・HCV抗体・・・CLEIA法） ※全職員	1
	麻疹（EIA（IgG）法） ※新規採用・転入者等一部のみ	1
	水痘（EIA（IgG）法） ※新規採用・転入者等一部のみ	1
	風疹（HI法） ※新規採用・転入者等一部のみ	1
	ムンプス（EIA（IgG）法） ※新規採用・転入者等一部のみ	1
Tスポット・TB	1	
腹囲	※35歳及び40歳以上の者	1
心電図検査	12誘導安静時 ※35歳及び40歳以上の者	1
眼底検査（両眼）	35mmカラー写真（デジタル撮影可） ※再検査を要する職員のみ	1
便潜血検査	免疫法（2回法） ※35歳及び40歳以上の者	1
内科診察		1

(イ) 特定業務従事者の健康診断

業 務	検 査 内 容	実施回数	対象者
その他の業務 （深夜業務従事者、 暑熱作業従事者、 ）	労働安全衛生規則に定める検査 ・既往歴及び業務歴調査 ・自覚症状、他覚症状の検査 ・身体計測、腹囲、視力、聴力 ・血圧測定 ・血色素及び赤血球数 ・GOT、GPT、 γ GTP ・LDLコレ、HDLコレ、中性脂肪 ・血糖検査 ・尿中の糖及び蛋白 ・心電図	2/年	【深夜】 午後10時から午前5時までに職務に従事する者 【暑熱】 暑熱作業に従事する者

※（イ）について2回のうち1回は定期健康診断または人間ドックと代用する。

(2) 特殊健康診断

(ア) 有機溶剤健康診断

取扱物質名	検査内容	実施回数	対象者
有機溶剤中毒予防規則別表上段(3)(5)(7)(8)(10)に掲げる物質	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経歴、・有機溶剤による既往歴、 ・自覚症状、他覚症状 ・尿蛋白 ・尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査 キシレン、アセトン、メタノール 	2/年	病理医師・臨床検査科の一部対象者

(イ) 特定化学物質健康診断

取扱物質名	検査内容	実施回数	対象者
特定化学物質等障害予防規則第39条に規定する物質(ホルムアルデヒド)	<ul style="list-style-type: none"> ①業務の経歴の調査 ②他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 ③他覚症状又は自覚症状の有無の検査 ④尿中の潜血及び蛋白の有無の検査 (※ホルムアルデヒドは特定業務従事者健康診断に準ずる。) 	2/年	病理医師・臨床検査科の一部対象者

(ウ) 電離放射線健康診断

業務	検査内容	実施回数	対象者
放射線取扱業務	<ul style="list-style-type: none"> ①被ばく歴の有無の調査 ②白血球数及び白血球百分率の検査 ③赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査 ④白内障に関する眼の検査 ⑤皮膚の検査 	2/年	クイクセルバッジ所有者

※前年1年間に受けた実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ健康診断を行おうとする日の属する1年間に受ける実効線量が5ミリシーベルトを超える恐れのない者は、後期健診において①のみ実施。

(3) 結核健康診断

業務	検査内容	実施回数	対象者
結核菌暴露の可能性がある業務	<ul style="list-style-type: none"> ①胸部X線撮影 ②T-S P O T. 	2/年	<ul style="list-style-type: none"> ①全職員 ②新規採用・転入者等一部のみ

(4) 行政指導による健康診断 (V D T 作業健康診断)

業務	検査内容	実施回数	対象者
V D T 作業	<ul style="list-style-type: none"> ①業務歴の調査 ②既往歴及び自覚症状の有無 ③眼科学的検査 (1) 視力検査 (5 m 視力・50 cm 視力) <p>※筋骨格系に関する他覚的検査は、医師の判断により実施。</p>	1/年	<p>パソコン業務に従事する者</p> <p>医師、臨床検査技師、放射線技師、看護部(師長及び看護部) 薬剤部、事務職</p>

(5) ストレスチェック

検査項目	内容	実施回数
ストレスチェック	ストレスチェックシートによる	1